

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 41 号）

#### 1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

- (1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 125（特定幹部職員にあっては、100 分の 105）に引き下げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条関係）
- (2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 127.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5）に引き上げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条関係）

#### 2 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正関係

- (1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 165 に引き下げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 3 条関係）
- (2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 3 条関係）

#### 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

- (1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 165 に引き下げることとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 8 条関係）
- (2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 6 条の規定による改正後の第 8 条関係）

#### 4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

- (1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 165 に引き下げることとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 6 条関係）
- (2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 8 条の規定による改正後の第 6 条関係）

#### 5 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行することとした。ただし、1 (2)、2 (2)、3 (2) 及び 4 (2) は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

### ○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）

#### 1 期末手当について、支給割合を 100 分の 125（特定幹部職員にあっては、100 分の 105）に引き下げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 20 条関係）

#### 2 期末手当について、支給割合を 100 分の 127.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5）に引き上げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 20 条関係）

#### 3 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

### ○佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）

#### 1 期末手当について、支給割合を 100 分の 165 に引き下げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 3 条関係）

#### 2 期末手当について、支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条関係）

#### 3 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。